

！すべての指定居宅介護支援事業所が作成すること**特定事業所集中減算（平成27年度前期）****I 特定事業所集中減算について**

毎年度2回、判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与のそれぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の割合が9割を超えた場合であって、正当な理由がない場合は、当該居宅介護支援事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援の全てについて、1月につき200単位/件が所定単位数から減算される。

根拠：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）
指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（費用算定基準）

II 減算の要件**（1）判定期間と減算適用期間**

	判定期間	その他正当な理由がある場合の申出〆切	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	7月31日	10月1日～3月31日

（2）減算の要件

判定期間に作成された居宅サービス計画について、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与のそれぞれのサービスにおいて、もっとも多く居宅サービス計画に位置づけられている法人を「紹介率最高法人」といい、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画の割合が以下の計算式で9割を超えた場合に、減算が適用される。

（計算式）

①訪問介護

訪問介護にかかる紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 訪問介護を位置づけた計画数

②通所介護

通所介護にかかる紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 通所介護を位置づけた計画数

③福祉用具貸与

福祉用具貸与にかかる紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 福祉用具貸与を位置づけた計画数

(3) 正当な理由

上記計算式で判定した割合が9割を超えた場合は、特定事業所集中減算を適用する。正当な理由がある場合は、その理由を個別に判断するので報告様式に記入して報告すること。次の①～③に該当する場合は、正当な理由があるとして減算対象外とする。

原則①～③以外の理由は認めないが、その他の理由により9割を超える場合は、あらかじめ申し出ること。

【正当な理由について】

以下の点について個別の状況に応じて判断する。

① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合など、サービス事業所が少数である場合

- ・通常の事業の実施地域は、毎年度4月1日時点で設定している地域とする（以降に設置された事業所除く）。
- ・事業所数は、判定期間末日時点（前期：8月末日、後期：2月末日）の数で判断する。
- ・無条件で認めるのではなく、事業所が設定した事業実施地域が適正であるか、事業所のサービス提供の実態とかけ離れていないかを個別に判断する。

② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

- ・当該居宅介護支援事業所が「県内における特別地域加算の対象地域」（別添参照）に所在する場合。

③ 事業所が小規模である場合

- ・判定期間の一月あたりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合。

④ その他正当な理由と知事が認めた場合

- ・やむを得ず9割を超えると見込まれる場合にはあらかじめ県健康福祉事務所等に申し出ること。
- ・ヒアリング等による確認により総合的に判断する。

様式：様式1、紹介率が9割を超えるサービスの様式2

理由を説明する資料（証拠資料についてはヒアリング等で確認する。）

Ⅲ 県への報告について

全ての居宅介護支援事業所は、報告様式を作成し県健康福祉事務所等へ提出すること。
 なお、この報告にかかる書類、関係資料等は、必ず2年間は保管しておくこと。

(1) 報告様式

「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算報告様式」(様式1および様式2)

- ※ 様式は、滋賀県ホームページに掲載する。
- ※ 作業様式で、月ごとに給付管理を行った利用者の利用事業者を整理し、その結果を様式1, 様式2に記入し提出すること。

(2) 提出期限および提出先等

全ての指定居宅介護支援事業所は、下記の提出先に1部提出すること(郵送可)。

(3) 提出期限

- ※ 前期分：平成27年9月15日(火)【必着】

(提出・問合せ先)

事業所所在市町名	提出・問合せ先
草津市、守山市、栗東市、野洲市	県庁医療福祉推進課介護保険室 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 電話：077-528-3523
甲賀市、湖南市	甲賀健康福祉事務所 〒528-8511 甲賀市水口町水口6200 電話：0748-63-6111
近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	東近江健康福祉事務所 〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22 電話：0748-22-1253
彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	湖東健康福祉事務所 〒522-0039 彦根市和田町41 電話：0749-21-0281
長浜市、米原市	湖北健康福祉事務所 〒526-0033 長浜市平方町1152-2 電話：0749-65-6660
高島市	高島健康福祉事務所 〒520-1621 高島市今津町今津448-45 電話：0740-22-2505